

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の二第一項の規定による政治団体の設立の届出の公表（平成二十四年四・五月分、平成二十四年六月十九日公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年八月二十七日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 山田吉三郎

「  
みんなの党 船川 治郎 船川 彩 神奈川県川崎 衆議院議員 二四、五、一一  
神奈川県第 市高津区下作  
18区支部 延二―七―三  
一 NKビル  
二階  
」を

「  
みんなの党 船川 治郎 船川 彩 神奈川県川崎 衆議院議員 二四、五、一一  
神奈川県第 市高津区下作  
18区支部 延二―七―三  
一 NKビル  
二階  
」に、

「  
ふなかわじろ 船川 治郎 船川 彩 神奈川県川崎市高津区下 衆議院議員 二四、五、一一  
う後援会 作延二―七―三一 NK  
ビル二階  
」を

「  
ふなかわじろ 船川 治郎 船川 彩 神奈川県川崎市高津区下 衆議院議員 二四、五、一一  
う後援会 作延二―七―三一 NK  
」

ビル二階

」に、

展政会

中山

展宏

高橋

正道

神奈川県川崎  
市多摩区登戸

中山

展宏

衆議院議員

二四、

五、三〇

二六六三 東  
洋ビル五F

」を

展政会

中山

展宏

高橋

正道

神奈川県川崎  
市多摩区登戸

中山

展宏

衆議院議員

二四、

五、三〇

二六六三 東  
洋ビル五F

ふなかわじ  
ろう後援会

船川

治郎

船川

彩

神奈川県川崎  
市高津区下作

船川

治郎

衆議院議員

二四、

五、一一

延二―七―三  
一 NKビル  
二階

」に改める。